

大分県報

平成二十八年
第二七八三号
五月三十一日

（火曜日）

目次

告 示

- 一 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………
- 一 土地改良区の定款変更認可……………
- 一 道路区域の変更……………
- 一 大分スポーツ公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………
- 一 大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………
- 二 ハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………
- 二 監査委員告示……………
- 二 外部監査人補助者に関する告示……………
- 公 告
- 三 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催……………
- 三 土地改良区の役員就任……………
- 三 土地改良区の役員就退任……………
- 四 土地改良区の役員退任（三件）……………
- 四 開発行為の完了……………

○ 告 示

- 大分県告示第三百十九号
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成二十八年五月三十一日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 変更申請のあった年月日

平成二十八年五月十七日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ゆう

三 代表者の氏名

吉田 恵美子

四 主たる事務所の所在地

大分市大字豊饒字丸田百七十六番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、精神的・身体的・知的な特質をもつがゆえに、一般的な会社等で働くことが困難な人たちに対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、障がいのある人たちの居場所作りや社会参加をするための福祉サービス事業を行う。そこで、共に働き、共に楽しむことで、利用者の社会参加や、地域であたり前に生活していくことを支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目的とする。

六 定款変更の内容

- 一 会員に関する事項の変更
- 一 役員に関する事項の変更
- 一 総会に関する事項の変更
- 一 理事会に関する事項の変更
- 一 資産及び会計に関する事項の変更
- 一 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
平成二十八年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

伊美郷土地改良区

国東市

平二八・五・二〇

大分県告示第三百二十一号

平成二十八年五月三十一日

大分県報（告示）

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
国道二二三号	国東市国東町北江字宮田四〇一五番六地先から 国東市国東町北江字福井三〇九二番五地先まで	前	メートル 三五・五 〽一七・五	メートル 五二七・〇
	国東市国東町北江字宮田四〇一五番六から 国東市国東町北江字福井三〇九二番五まで	後	四〇・三 〽二一・四	五二七・〇

大分県告示第三百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分スポーツ公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市東春日町一番八号

株式会社大宣

代表取締役社長 朝 倉 弘 美

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市青葉町一番地

ファビルス・プランニング大分共同事業体

代表者

福岡市博多区博多駅前二丁目一一

株式会社ファビルス

代表取締役 野 田 武 太 郎

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおりハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

東京都多摩市落合一丁目三十一番地

株式会社サンリオエンターテイメント

代表取締役社長 辻 信 太 郎

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○監査委員告示

大分県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項後段の規定による監査の事務の補助についての外部監査人との協議が、次のとおり調った。

平成二十八年五月三十一日

大分県監査委員 首 藤 博 文

役名	氏名	住 所	(退任役員)	役名	氏名	住 所
理事	大石時夫	国東市国見町赤根二一〇三番地一	理事	渡邊佑介	由布市挾間町赤野一一一五番地一	
〃	芹川利雄	〃 国見町千燈四八二番地	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富水溜池土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。	〃	〃	
〃	吉武久記	〃 国見町野田九四七番地	平成二十八年五月三十一日	大分県知事	広 瀬 勝 貞	
〃	伊藤勝義	〃 国見町野田二七七五番地	(退任役員)	役名	氏名	住 所
〃	都留喜多男	〃 国見町中九七三番地一	理事	衛藤貞夫	速見郡日出町大字藤原二六五八番地	
〃	鹿島敏幸	〃 国見町中五五四番地	〃	〃	〃	
〃	有定旭	〃 国見町伊美二二〇九番地三	〃	〃	〃	
〃	森吉一利	〃 国見町伊美二四〇七番地二	〃	〃	〃	
〃	藤本勝信	〃 国見町伊美二の二七一一番地一五	〃	〃	〃	
監事	河野通明	〃 国見町千燈八六二番地	〃	〃	〃	
〃	池田芳夫	〃 国見町中一〇一三番地	〃	〃	〃	
〃	峯野律雄	〃 国見町伊美一七八九番地	〃	〃	〃	
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大田村土地改良区（杵築市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>平成二十八年五月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>						
役名	氏名	住 所	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元治水井路土地改良区（由布市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>平成二十八年五月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
理事	松本潤一	杵築市大田俣水三七九八番地	一	開発区域に含まれる地域の名称	宇佐市大字辛島字宮ノ前五番二、六番一及び六番一地主先里道並びに字前田九十二番一、九十五番二、九十五番八、九十七番二十三及び九十七番十二の一部のうち第二工区	
			二	開発区域の面積	一、三二六・四五平方メートル	
			三	許可を受けた者の住所及び名称・氏名	福岡県福岡市博多区上川端町十二番二十号 JXエネルギー株式会社 九州支店 支店長 内山尚典	
			四	完了検査年月日	平成二十八年四月二十八日	